

本資料は、サンプルです。
資材全体（3 ページ）のうち、
見本として 3 ページ表示しています。

(情報・資料の返却等)

第3条 甲及び乙は、本検討が終了したとき、相手方から要求があったとき、又は本契約が終了したときは、相手方の指示に従い、本検討の過程で受領した相手方の秘密情報（複製物も含む）を相手方に返却又は破棄若しくは消去しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第4条 本契約において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定された情報をいう。

2 甲及び乙は、相手方から提供される情報に個人情報が含まれているときは、個人情報保護法並びにこれに関連する法令、指針及びガイドラインを遵守の上、個人の権利利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行うことができるよう必要な措置をとるものとする。

(実施権の不許諾)

第5条 甲及び乙は、本契約のもとでの秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

(非保証)

第6条 甲及び乙は、相手方に対し、開示される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(損害賠償)

第7条 甲及び乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し当該損害の賠償を請求することができる。

(有効期間)

第8条 本契約の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日(or 契約締結日)から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。なお、必要に応じて甲乙協議の上この期間を延長又は短縮できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条、第3条の規定については本契約終了後も3年間、第4条、第7条及び第12条の規定は対象となる事項が消滅するまで期間の定めなく有効に存続するものとする。

(協議事項)

第9条 本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第10条 本契約に関する紛争については、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保管する。

年 月 日

甲 東京都新宿区戸山一丁目21番1号
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
理事長 國土 典宏 印

乙 <個人の場合>
(住所)
(氏名>)

<機関の場合>
(住所)
(名称)
(職階・氏名)